

さいたま市早期不妊検査費助成事業 (このとり健診推進事業)のご案内



ご夫婦で受けた不妊検査に2万円まで助成します。

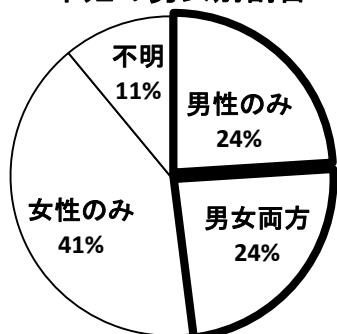
詳しくは裏面へ...



不妊は、将来あなたにも起こりうる身近な出来事です。
子供を持ちたいと思っていたら、早めにご夫婦で受診し、
必要な検査を受けてみましょう。

【データ1】

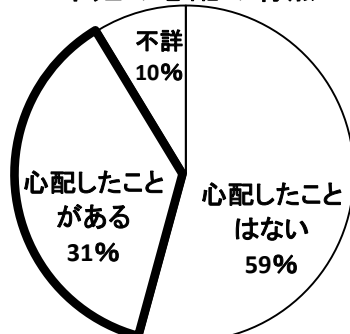
不妊の男女別割合



出典: WHO

【データ2】

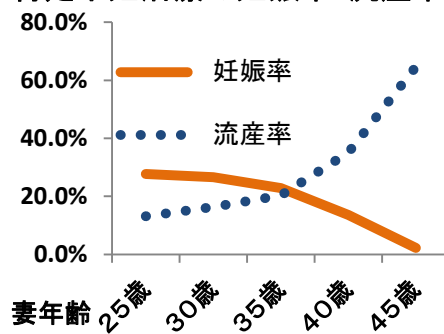
不妊の心配の有無



出典: 第14回出生動向調査

【データ3】

特定不妊治療の妊娠率・流産率



出典: 日本産科婦人科学会2010年データ

不妊の原因は男性にも女性にも可能性があり得るのです。

不妊について心配したことのあ
る夫婦は全体の3割もいます。

一般的に、加齢により妊娠率は
下がり、流産率は高まります。

不妊・不育で悩んだら...

■ 不妊・不育の専門相談

不妊や不育症に関する専門的な相談にカウンセラーが面談形式でお応えします(オンラインでの相談も可能です)。

<場所>さいたま市保健所 (要予約)

<予約電話番号>048-840-2233

(毎週月・木・金:10~16時)

<面談日時> 毎月第3水曜日 午前10時~11時35分

■ 不妊・不育に関する電話相談

不妊・不育に悩む方を対象に電話相談を行っております。

<電話番号>048-840-2233

<相談日時>毎週月・木・金曜日

10時~16時

お問い合わせ先

○さいたま市不妊・不育の電話相談

電話:048-840-2233 (毎週月・木・金:10時~16時)

または、

○さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係

電話:048-840-2218 (月~金 8時30分~17時15分)

対象となる方

次のいずれにも該当している方が対象となります。

- ◆ 申請時に法律上の婚姻をしているご夫婦(事実婚関係にある方も含む)で、ご夫婦の一方又は双方がさいたま市に住民登録があること。
- ◆ 検査開始時に妻の年齢が43歳未満であること。

対象となる検査

不妊症の診断のために医師が必要と認めたと一連の検査。

- ✓ 夫婦が共に受けた検査で、検査開始日のどちらか早い方の日から1年以内の検査。
- ✓ 令和3年4月1日以降に終了した検査。
- ✓ 他の助成を受けていない検査に係る経費であること。

助成の内容

助成回数:ご夫婦につき1回まで。(不育症検査事業とは別の事業です)

助成上限額:対象となる検査の費用に対して2万円(千円未満切り捨て)を上限に助成します。

申請書類

不足書類があると申請を受付できませんのでご注意ください。

- (1)さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業申請書 (様式第1号)
- (2)さいたま市早期不妊検査実施証明書 (様式第2号)
- (3)戸籍謄本
- (4)住民票(※夫婦が別世帯の場合はそれぞれの住民票が必要です。) 原本・世帯全員及び続柄記載・発行から3か月以内のもの・マイナンバーの記載のないもの
- (5)検査費領収書原本(原本確認後に返却します)
- (6)振込を希望する銀行口座(ご夫婦いずれかのご名義)の通帳等のコピー
※口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分のコピー

申請期限

申請は検査終了後から検査終了日が属する年度内、原則60日以内に申請してください。

※令和4年1月1日～令和4年3月31日に検査が終了した場合に限り、令和4年6月30日まで申請の受付をします。

申請窓口

申請は添付書類を添えて下記へ郵送、または直接窓口に御提出ください。

さいたま市保健所地域保健支援課 住所:さいたま市中央区鈴谷7-5-12 電話048-840-2218